明 治 大 学
国際連携本部

2027年度春学期 明治大学国際交流基金事業
Researcher Mobility Grant 募集要項(案)

1. 目的

本制度は、本学専任教員が、外国の大学や研究機関等に所属する外国人研究者を招聘し、
⑴講演又はセミナーの開催により学生及び研究者が国際的な研究に触れる機会の提供
⑵研究者同士の交流を通じて人的ネットワークを構築し、国際共同研究につながる機会の創出を目的としています。

2. 制度概要

対象期間※1		２０２７年５月１日～２０２７年９月１９日 （秋学期分は別途募集予定）		
招聘期間※2		１０日間	１５日間	２０日間
支給経費	渡航費※3	居住地から成田／羽田空港 往復航空券（割引エコノミークラス）		
	滞在費	１８万円	２７万円	３６万円
義務	講演等※4	１回以上	２回以上	３回以上
	報告書	ホスト教員作成：Ａ４ １枚程度（指定書式） ※プログラム終了後 １ヶ月以内に要提出		
募集件数		３件程度	３件程度	２件程度

※１ 講演日は、本学学生が参加しやすい日時を設定してください。日曜・祝日、夏季一斉休業期間、定期試験期間及び入学試験期間は実施不可になります。
※２ 招聘期間は、日本への入国日から出国日となります。
フライトスケジュールにより移動中（機中泊）となる日は含みません。
※３ 割引エコノミーの実費を上限とし、国際連携事務室が、往復航空券を手配します。ストップオーバーは認めません。座席指定等に係る追加料金は、搭乗者負担になります。
※４ 本学内で、本学学生及び広く一般に向けて開催する講演・セミナー回数です。１回の講演目安時間は１００分です。

3. 申請者(ホスト教員)の資格

本学専任教員
（専任教授、専任准教授、専任講師、特任教授、特任准教授、特任講師、助教）

4. 招聘する外国人研究者の資格

⑴外国の教育・研究機関に所属し、博士号取得者、あるいは博士号相当の研究経歴を有する者。
⑵上述の⑴には、外国に研究者として１０年以上在住し、現居住国の学会等で活躍している日本国籍の研究者を含みます。
⑶ホスト教員と外国人研究者の専攻／専門分野に整合性があること。

明 治 大 学
国際連携本部

5. 募集期間

２０２６年１１月１７日（火）～２０２７年1月２９日（金）１５時厳守

6. 応募書類･提出方法

提出先：国際連携事務室（Email：gakujyutsu@meiji.ac.jp）

提出書類	書式	提出方法	注意事項
ア 申請書（経歴書ＣＶ）	指定※1	メール	・Excel ファイルで提出 ・様式の改変不可 ・申請書：３ページ以内 ＣＶ：３ページ以内で作成
イ 推薦書	自由※2		・外国人研究者の**上級職位者（所属機関長・部局長等）**が作成 ・**明治大学長宛て**で作成

※１ 提出書類アの指定書式は、大学ＨＰからダウンロードしてください。
https://www.meiji.ac.jp/cip/researcher/researchergrant.html

※２ 推薦書が日本語・英語以外の場合、和訳（英訳も可）をあわせてご提出ください。

7. 選考･採否決定

国際連携本部会議において審査を行い、採否を決定します。

8. 選考基準

応募書類に基づき、書面審査をおこないます。

・ホスト教員の研究分野との関連性を考慮に入れる。
・過去に採用実績がない（採用実績が少ない）ホスト教員を優先する。
・過去に採用実績がない（採用実績が少ない）外国人研究者を優先する。
・共同研究におけるスケジュールが明確であり、かつ学生への貢献度が高い外国人研究者を優先する。
・本学との交流が少ない国、地域などの地域バランスを考慮に入れる。

9. 採否通知

採否については、申請書に記載のホスト教員メールアドレスへ通知します（３月中旬予定）。採用となったホスト教員へは、外国人研究者宛ての招聘状をあわせて送付します。

10. 支援内容

⑴明治大学外国人研究者身分証明書（招聘教授又は招聘研究員※）の発行
⑵ライブラリーカード（図書館利用用）の発行
⑶ＭＩＮＤモバイルアカウント（学内インターネットアクセス用）の発行

※採用が決定した外国人研究者へは「明治大学外国人研究者招聘制度」に基づく身分の区分によって、招聘教授又は招聘研究員（所属：国際連携機構）のいずれかの身分を

付与します。

11. 滞在費の支給

滞在費は、報告書の提出後、2 週間以内を目安に、外国人研究者の指定口座へ海外送金により支給します。

12. 留意点

⑴申請は、ホスト教員１名につき１件です。
⑵ホスト教員が外国人研究者招聘の責任者であり、**来日中の身元保証人となります**。制度詳細については、外国人研究者へ十分にご説明ください。
⑶採用後、申請書と大幅な変更が生じた場合は、採用を取り消す場合があります。また、招聘期間は原則、変更できません。
⑷採用後に、外国人研究者に関する「明治大学安全保障輸出管理事前点検シート【シート１－２】」をホスト教員から提出いただきます。そこで疑義が生じた場合は、採用を取り消す場合がありますので、あらかじめご留意ください。
⑸本制度で招聘した外国人研究者を、国際連携本部を含む学内他の助成事業と重複して、申請対象とすることはできません。
⑹本制度で招聘した外国人研究者は、出入国管理法に基づき、招聘期間中、収入を伴う事業の運営及び活動、または報酬を受ける活動は出来ません。
⑺渡航及び滞在費以外の経費（例：印刷費や通訳費、会合費）は、国際連携本部では一切負担しません。
⑻国際連携本部では、招聘期間中の傷害、疾病等の事故については、一切の責任を負いません。海外旅行保険は、必要に応じ外国人研究者ご自身で加入してください。

12 問い合わせ先

明治大学　国際連携事務室（担当：櫻井、山本、西川）
Tel：03-3296-4278　　Email：gakujyutsu@meiji.ac.jp

以　上